

企画競争に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年7月17日

一般財団法人 建設業技術者センター

理事長 佐藤 直良

1. 業務概要

(1) 業務名 高齢技術者の活躍支援により地域建設業が抱える課題を改善した優良事例調査

(2) 業務内容

高齢技術者の活躍支援を推進している具体の企業を特徴が異なる複数の地域で選定し、活躍支援方策の内容とその方策が地域建設業に及ぼした波及効果を調査と取材により整理する。

調査と取材の整理結果を、他の後発で支援方策を検討する企業や建設技術者が参考とできるよう、優良事例紹介コンテンツとしてとりまとめる。

以上の調査検討を通じて、地域建設業が抱える課題を具体的に整理・可視化するとともに、高齢者活躍支援方策が地域建設業の改善に資する部分と、それ以外の改善方策が必要な課題を分類整理する。

(3) 履行期間 契約の翌日から令和8年3月31日まで。

(4) 本業務は、企画競争に係る資料提出、書類の授受を電子メールにより行う。

(5) 本業務は、契約手続にかかる書類の授受は、紙方式で行う。

2. 参加資格

(1) 技術提案書の提出者

1) 基本的要件

a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

b) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

c) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

2) 実績

技術提案書の提出者（企業）及び配置予定業務執行管理者の双方に、平成27年度以降公示日までに完了した、以下に掲げる同種・類似の実績を1件以上有していなければならない。

同種実績：建設業について調査・取材し、記事等^{注1}にした実績

類似実績：建設業について調査・取材し、報告書^{注2}を作成納入した実績

注1：記事等の掲載先媒体については、読者が全国の建設業関係者であることを示すこと。

注2：報告書の納入先が公的機関またはそれに準じる機関であることを示すこと。

（2）配置予定業務管理者に対する要件

1）基本的要件

- ・大学卒業以上の学歴を有していなければならない。
- ・建設業に関連^{注3}する業務経験を5年以上有していなければならない。

注3：建設業従事、建設業の取材もしくは調査研究に従事のいずれかとする。

2)実績

配置予定の業務管理者は、平成27年度以降公示日までに完了した、以下に掲げる同種・類似の実績を1件以上有していなければならない。

同種実績：建設業について調査・取材し、記事等^{注1}にした実績

類似実績：建設業について調査・取材し、報告書^{注2}を作成納入した実績

注1：記事等の掲載先媒体については、読者が全国の建設業関係者であることを示すこと。

注2：報告書の納入先が公的機関またはそれに準じる機関であることを示すこと。

（3）業務実施体制

本業務について、業務の全部を一括して、又は業務仕様書における主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託の具体的内容を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（再委託先・協力先の技術的特徴等）を記載すること。

3. 説明書の入手方法

（1）担当部局

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア

一般財団法人 建設業技術者センター 企画調査室

TEL：03-3514-1256

e-mail：chousa_kenkyuu_2025@cezaidan.or.jp

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

①企画競争参加希望者に対しては、電子データを交付するので、上記（1）にメールにより連絡すること。受付期間は、本業務の公示日から令和7年8月14日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで（最終日は12時まで）とする。

4. 参加表明書及び技術提案書の提出期限及び方法

（1）提出期限

令和7年8月14日(木) 12時00分

(2) 提出先

3. (1)に同じ。

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。

5. 技術提案書に関するヒアリング

ヒアリングは、令和7年8月19日(火)(時間は後日連絡)を予定している。この予定については変更される場合がある。なお、ヒアリング対象者は配置予定業務管理者とする。詳細は、「説明書」に記載する。

6. 質問の受付及び回答

(1) 質問は電子メールにより行うものとする。(着信を確認すること。)

①受付 上記3. (1)に同じ。

②受付期間 本業務の公示日から令和7年7月28日(月)の12時まで

(2) 質問書の提出にあたっては、質問書に業者名(過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。)を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

質問書以外(例えばメール本文)に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記するものとする。

質問に対する回答は、原則として、令和7年8月1日(金)までに電子メールで行う。

7. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本業務における契約保証金は免除する。

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 関係情報を入手するための照会窓口 上記3. (1)に同じ。

(5) 詳細は説明書による。